○島根県警察通信指令技能検定に関する訓令

（平成22年３月19日島根県警察訓令第６号）

（趣旨）

第１条　この訓令は、島根県警察における通信指令技能検定（以下「技能検定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（通信指令技能検定委員会）

第２条　技能検定に関する事項を管理させるため、島根県警察本部に、通信指令技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

３　委員長は生活安全部長を、委員は警務部警務課長、警務部人材育成課長及び生活安全部地域課長（第５条第１号及び第６条において「地域課長」という。）をもって充てるほか、中国四国管区警察局島根県情報通信部機動通信課長を委員に委嘱するものとする。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　委員会の庶務は、生活安全部地域課において行う。

（技能検定の級位）

第３条　技能検定の級位は、初級、中級及び上級（以下「各級位」という。）とする。

２　他の都道府県警察において取得した通信指令及び無線技能に係る技能検定の級位は、その効力を生じないものとする。

（技能検定の実施等）

第４条　各級位の技能検定は、年１回以上実施する。

２　各級位の技能検定は、学科試験及び実技試験により行うものとする。

３　技能検定の級位の知識及び技能に関する基準、検定の項目、合格基準等は、別表「通信指令技能検定実施基準」のとおりとする。

４　実技試験は、学科試験に合格した者について行うものとする。

５　技能検定の実施期日、場所その他必要な事項については、技能検定実施の都度、委員長が各所属長に示達する。

（技能検定の受験資格）

第５条　技能検定の受験資格は、次の各号に掲げる級位に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

⑴　初級　第３条に定める技能検定の級位を有しない者で、初任補修科修了後１年以上経過したもの又は地域課長が初任補修科修了後１年以上経過した者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑵　中級　初級取得後、１年以上経過した者

⑶　上級　中級取得後、２年以上経過した者

（受験の手続）

第６条　所属長は、技能検定実施の都度、これを受けようとする者を調査し、通信指令技能検定受験申請書（様式第１号）により、地域課長を経由して委員長に申請するものとする。

（合格の通知）

第７条　委員長は、技能検定に合格した者について、当該合格した者の所属の長に通信指令技能検定合格通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（合格者台帳の備付け）

第８条　委員会は、通信指令技能検定合格者台帳（様式第３号）を備え、各級位の合格者を登載し、整理保存するものとする。

（補則）

第９条　この訓令に定めるもののほか、技能検定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、制定の日から施行する。

附　則（平成28年６月９日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附　則（平成31年４月12日島根県警察訓令第15号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附　則（令和４年３月３日島根県警察訓令第７号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月21日島根県警察訓令第15号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

別表〔略〕

様式〔略〕